

○住民自治地区連合会の設置に関する規則

平成17年3月29日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第35条の規定に基づき、住民自治地区連合会（以下「連合会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 連合会の委員は、住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者の中から市長が委嘱する。

(委員の定数)

第3条 連合会の委員の定数は、住民自治協議会及び地域振興委員会の設置数とする。

(委員の任期)

第4条 連合会の委員の任期は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても第2条の要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまで在任する。

(役員)

第5条 連合会に連合会長及び副会長を置く。

2 連合会長及び副会長は、委員が互選する。

3 連合会長は、会務を総理し、連合会を代表する。

4 連合会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

5 連合会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 連合会の会議は、連合会長が招集し、その会議の議長となる。

2 連合会長は、委員の3分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、連合会の会議を招集しなければならない。

3 連合会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 連合会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 連合会の会議は、原則として公開とする。連合会長は、会議を招集するときは、少なくとも7日前までに会議の議題、会議を開催する場所及び時間を公表するものとする。

(庶務)

第8条 連合会の庶務は、各支所振興課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則 省略